

## 清瀬市保健福祉総合計画『中間のまとめ』に対して提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方

平成20年12月15日から平成21年1月7日までの24日間において、清瀬市保健福祉総合計画『中間のまとめ』に対するパブリックコメントの募集を行なった結果、9人(団体等含む)の方から66件の意見等が提出されました。

これらの意見は適宜要約し、類似項目ごとに整理したうえで、意見等に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

### 意見の分類及び件数

清瀬市保健福祉総合計画（総論）	- 0件	
清瀬市保健福祉総合計画の全般的なことについて	- 7件	2ページ
地域福祉計画	- 9件	4ページ
清瀬市健康づくり21 = 清瀬市健康増進計画	- 1件	6ページ
清瀬市次世代育成支援行動計画 後期計画	- 15件	7ページ
障害者計画・第2期障害福祉計画	- 19件	13ページ
高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画	- 15件	17ページ

清瀬市保健福祉総合計画の全般的なことについて

意見等の概要	件数	回答
<p>総合計画を策定する際は、現計画の進捗状況、数値目標の達成状況、目標未達成の原因の分析等を精査・分析すべきと考えます。</p> <p>また、国の法改正に即応できる体制も整備すべきです。</p>	1件	<p>清瀬市保健福祉総合計画を策定するにあたり、市内部でワーキングチームを立ち上げ、策定済み計画の進捗状況を含む現状分析や課題の整理を行いました。</p> <p>今後も関係所管部署のプロジェクトチームを設置し、法律改正等に対応していきます。</p>
<p>自治体の財政には限度があり、国や東京都に要望すべきものは、きちんと要求していくことが重要です。</p> <p>地方交付税や道路特定財源の一般財源化による地方への交付金増を国に要求すべきです。</p>	1件	<p>これまで、市長会、所管部長・課長会等を通して、様々な要望すべき事項について要望しております。</p> <p>今後におきましても、それぞれの立場・役割等を明確にしていく中で、引き続き要望すべき事項は要望していきます。</p>
<p>市役所内部組織の連携がスムーズに行なわれていないようですので改善を望みます。</p>	1件	<p>関係所管部署によるプロジェクトチームを必要に応じて設置し、横断的な検討・協議を進めていきます。</p>
<p>計画策定後は年に1度外部機関による第三者評価を受けて、市民に計画の進捗状況の情報公開を。</p>	1件	<p>地域福祉推進協議会が、計画の進捗、点検、評価等を確実にこなう機関としてきちんと位置付けます。</p> <p>第三者評価については、関係者の意見を伺い検討していきます。</p>
<p>計画の具体性が欠けており、計画全体の完成度が低い。</p>	1件	<p>今後、市民説明会、パブリックコメント等で頂いた皆様のご意見を整理させていただくとともに、より実態に即した具体的な計画となるよう進めていきたいと考えております。</p>

意見等の概要	件数	回答
<p>パブリックコメントの期間や周知方法に配慮が見られず、市民の意見を聞こうという積極的な姿勢が感じられません。</p>	<p>1件</p>	<p>今回パブリックコメントは24日間行ないました。</p> <p>計画を策定する上で、多くの市民の皆様のご意見をお聞きし、現在の問題や課題を整理していくことが重要であると考えております。</p> <p>市では、7月にアンケート調査やヒアリングを行ない、この度の市民説明会、パブリックコメント、そして、今後、地域福祉活動団体等との懇談会を開催し、できるだけ多くのご意見をいただき計画を策定していきたいと考えておりますので、ご理解ください。</p>
<p>各個別計画の体裁を整え、読みやすい総合計画にすべきです。</p>	<p>1件</p>	<p>今後、5計画の全体調整を行い、できる限り統一性がとれた、見やすい内容としていきます。</p>

**みんなで地域福祉を進めるために  
(地域福祉計画)**

各章共通

「《市民の役割・一人ひとりができること》」について

意見等の概要	件数	回答
枠内が未完成で、書き込みたい内容が不明です。	1件	枠内の書き込みについては、今後の全体調整の中で対応させていただきます。

第1章第1節

「基本目標・方針(案)」について

意見等の概要	件数	回答
「自らの判断で、自分にあった福祉サービスや支援が受けられる」とありますが、基盤整備の遅れや、判断能力が弱い人への支援をどうするのが重要課題となっているので、それに対する基本方針として書くべきです。	1件	「1.支援を必要とする人が、身近な地域の中で、自分にあった福祉サービスが利用できるまちづくり」に修正します。

第1章第2節

「地域福祉の課題」について

意見等の概要	件数	回答
枠内が未作成で、書き込みたい内容が不明です。	1件	地域福祉活動団体との懇談会を実施した後、課題を整理して記載します。

第2章第1節

「1-1 相談支援・情報提供体制の充実」について

意見等の概要	件数	回答
内容が抽象的で、将来的に実現性の評価もできないものとどまっているので、具体的に計画化すべきです。	1件	(1)相談体制の充実 ・相談機関(者)の一覧表を記載し、具体的に相談場所を明記します。 (2)情報提供の充実 ・保健福祉総合相談窓口ガイドや各種ガイドブックをわかりやすく作成します。

「1-2 権利擁護の充実」について

意見等の概要	件数	回答
具体的な計画が記載されていないために計画としては不十分です。	1件	具体的な取組みとして「成年後見制度推進機関」を21年度から設置します。 このことにより成年後見制度をはじめ、権利擁護事業に関する様々な相談支援や普及・啓発、また、地域包括支援センターや消費生活センターとの連携体制を強化していきます。

「1-3 苦情解決の仕組みの推進」について

意見等の概要	件数	回答
苦情相談窓口は都内の各市区町村の半数以上は第三者機関として調査・調整を行っているのですが、本市でも第三者機関による充実を図るべきです。	1件	苦情相談は、きよせ権利擁護センターにおいて、福祉サービスに関する専門相談として弁護士が対応しています。今後も引き続きPRや仕組みの充実を図っていきます。
枠内に掲げている内容と本文の内容の関係が不明です。	1件	テーマを明確にしたコメントを記載します。

第2章第2節

「福祉サービスの充実のために」について

意見等の概要	件数	回答
地域福祉推進の中心的な役割を期待されている、社会福祉協議会が行う様々な事業を推進していくためにも、人材も含めた強化を望みます。	1件	今後、清瀬市の地域福祉を推進していくためには、社会福祉協議会の果たす役割は非常に重要であると考えておりますので、お互いに連携・協力して地域福祉活動を推進していくよう、関係を密にして取り組んでいきます。

第3章第1節

「1-1 安心・安全なまちづくり」について

意見等の概要	件数	回答
「(3)バリアフリーの推進」の中できよバスの活用とありますが、現行の運行ルートや本数を改善するのであればその旨を記載して下さい。	1件	「きよバス」の記載については削除させていただきます。

子どもから高齢者まで健康で心豊かにすごせるまち  
(健康増進計画 = きよせ健康 21)

第4章について

意見等の概要	件数	回答
<p>各目標値は「増やす」「減らす」ではなく、数値目標を記載すべきだと考えますが、それが試算できないのであれば、市としてどうするのかを記載すべきです。</p>	<p>1件</p>	<p>健康増進計画の目標値は、都道府県計画や市町村計画で同様の表現を行なっています。これは事業量等の目標値ではなく、市民の健康増進等を図るために現状数値の改善・向上等を目的に「増やす・減らす」で表現したのですが、この旨を計画書に記載し、理解を得たいと考えております。なお、最終章の市の取り組みのなかで、今後の市の役割や計画評価等についても記載し、目標値を含めた評価技法等について検討していきたいと考えております。</p>

**子どもたちがのびのびと育つために  
(きよせ次世代育成支援行動計画 後期計画)**

第1章第5節

「計画の基本視点」について

意見等の概要	件数	回答
<p>第1章第5節は一人ひとりの子どもの最善の利益と幸せを第一義に考え、計画の全てに子どもの権利条約の精神が貫かれることを願う。</p>	1件	<p>第4章第3節「目標ごとの現状及び施策の方向性」の中でも「子どもの権利を大切にする取り組み」として子どもの権利についての理解や啓発に努めるとともに、子どもの主体的な活動を援助する体制づくりを進めていきます。</p>

第2章第2節

「清瀬市の次世代育成支援関連施策等の状況」について

意見等の概要	件数	回答
<p>若い世帯が長く清瀬市に定住し、安心して子どもを生み育てることができる施策が強く求められているなかで、市は、保育所の待機児ゼロへ平成21年度までに定員を1,102名にする計画ですが、現在、公私立での1,052名にとどまり、保育園に入れない子は、平成20年11月で98名、国基準の切実度の高い待機児は56名となっていることから、最低もうひとつの保育園の増設が必要なのではないでしょうか。</p> <p>また、これについては児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を堅持・拡充して欲しい。保育園に安心して子どもを預けるためには、自治体が責任を持ってこうしたことを行なうべきだと考えます。</p>	1件	<p>ご指摘のとおり、認可保育園の定員については前期計画の目標が未達成となっております。</p> <p>また、待機児童については、認可保育園の一定の定員増や弾力化及び認証保育所の設置などを実施しましたが、解消されておらず課題は残っていると認識しております。</p> <p>後期計画においては、待機児童の問題や多様化する保育ニーズに対して、認可保育園の定員増、認証保育所、家庭福祉員及び認定こども園などの整備・運用を検討して総合的に対応していきたいと考えております。</p> <p>また、認可保育園については、保護者との単なる経済的取引だけではない、福祉的な機能があることも認識しております。</p>

意見等の概要	件数	回答
<p>学童保育については「おおむね定員」を上回る場所も出ていますが、放課後に安心して子どもたちが過ごせる場所を確保することは自治体の責任だと考えます。</p>	1件	<p>学童クラブについては、前期計画期間中定員を10人増加し、併せて弾力的運用を実施しており、待機児童数はここ数年減少傾向にあります。</p> <p>ご指摘のとおりこの放課後健全育成事業は、保護者が労働等で昼間いない児童に対して適切な遊び場及び生活の場を与えて健全な育成を図るものでありますから、重要な市の事業であるべきだと認識しております。</p>

### 第3章第2節

#### 「後期重点課題」について

意見等の概要	件数	回答
<p>児童館については、センター児童館としての「ころぼっくる」があるだけで、地域市民センターの「子育てひろば」では不十分なので、以前からあった6館構想の実現を。</p>	1件	<p>現在清瀬市には、中央児童館「ころぼっくる」以外に野塩・下宿地域市民センター内に地域児童館があります。両児童館とも遊び場としてセンター開設時から長年地域の子どもたちに利用されてきたものです。しかし、人的配置や施設面での課題もあり、現在中央児童館からの職員を派遣して土・日曜等に出前事業を展開しているところです。また、竹丘地区の要望もあり、竹丘地域市民センターでも月に1回出前事業を実施しているところです。いずれにしましても、児童館の新設には極めて大きな予算が必要であり、6館構想の実現には至っていないのが現状です。</p> <p>このことから、子どもの安全な居場所づくりとして昨年度から始まった「放課後子ども教室」の有効性やその動向をしばらくは、みてみたいと考えております。</p>
<p>後期重点課題として掲げた項目のほとんどは第4章第1節「施設体系」の基本施策に組み込まれていますが、この中に「子育て支援のための施策や活動の周知」という項目を入れるよう提案します。</p>	1件	<p>ご指摘のとおり、利用者（市民）のみなさまの認知度は、重要なことであると認識しておりますので、この項目は各基本施策に共通して周知及び情報提供をしていくべきだと考えております。</p>

#### 第4章第3節

##### 「目標1 すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てできる街づくり」について

意見等の概要	件数	回答
<p>育児不安の緩和や支援を必要とする家庭の見落とし防止の観点から、「子育て支援のための施策や活動の周知」を兼ねた全戸訪問活動を6ヶ月までに3ヶ月健診をはさんで複数回行い、その中で把握した、支援を必要とする家庭に対する重点訪問活動を目標事業量に乗せることを提案します。</p>	1件	<p>現在、市では生後3ヶ月までに新生児訪問事業及び母子保健推進活動等により、ほぼ全戸訪問しております。</p> <p>今後の全戸訪問活動の充実については、年齢を区切ることなく必要な援助が必要な家庭に届くことが求められております。</p> <p>現在すすめられている関係機関との連携強化が、対象とされる家庭への援助・支援を確実なものにしていきたいと考えております。</p>
<p>NPOが行なっている子育て・子育て支援の取組みなどについて、市が持っている様々な広報手段で具体的に周知することを提案します。</p>	1件	<p>支援を必要としている方に、必要な情報を確実に届けるため、市報・ホームページへの掲載、子ども家庭支援センターだよりや関係機関の協力を得るなど様々な広報手段の活用を図っていきます。</p>

##### 「目標2 仕事と生活の調和がとれた子育てのしやすいまちづくり」について

意見等の概要	件数	回答
<p>育児が母親任せになっている現状を改善して、仕事と子育ての両立ができる社会にするために、市や議会が国や都に強く働きかけていくことが必要です。</p>	1件	<p>仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりのため、父親の育児への参画が推進されるよう、市では「パパと遊ぼう」や「ほやほやパピママ講座」など子育てパパ応援事業を実施し啓発活動を行っております。また、特定事業主としての清瀬市役所の特定事業主行動計画についても、本計画の趣旨に則り改定してまいります。</p> <p>一方この課題は、清瀬市単独で目標を達成することは困難であると考えておりますので、ご意見のとおり、国や都に働きかけをしていく必要があると考えております。</p>

「目標3 子どもたちがのびのびと豊かに育つまちづくり」について

意見等の概要	件数	回答
<p>子どもたちの学習意欲や自己肯定感を高めていくためには、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重しあい、競争ではなくお互いの成長が喜びになるように共に学びあうことのできるプログラムを実施することを提案します。</p>	1件	<p>この課題につきましては、教育マスタープランにも関連しており、教育委員会と連携を図っていきます。</p>
<p>「3-3 子どもたちの遊び場・居場所等の環境づくり」について、子どもたちの様々な文化活動ができる環境を整えることは、子どもや若者の自己表現・社会参画の機会の提供になり、彼らの心豊かな成長の土台作りという点で大きな意味があります。</p> <p>そうした活動を支援するために、青少年に対して、公共施設の利用無料化、市の施設改築時に児童センターの音楽室のような施設や鏡付きの練習室を増設、コミュニケーションを広げる場として、公共施設のロビー等のフリースペースや公園、道路のポケットパークにテーブルと椅子を設置すること(多世代交流の場としても活用できる)を提案します。</p>	1件	<p>中高生や若者の活動を援助することは青少年の健全育成が強く叫ばれている今日極めて重要な施策と考えます。</p> <p>「3-4 地域ぐるみの健全育成」の中で、今後関係機関の連携を図り青少年を取り巻く社会環境の向上を施策の方向性として強く打ち出したところです。</p> <p>また、青少年が運動に親しんだり、音楽・ダンス等の活動できる場所の確保などに取り組んでいきます。</p>
<p>「3-4 地域ぐるみの青少年育成」について、4行目に「規範意識の低下が様々な問題を引き起こしている」とありますが、次の段落との内容の整合性からも、この部分で述べることは適切ではありません。</p> <p>また35ページの下から2行目の「結核、おたふくかぜ」の記述もこの部分では違和感があります。</p>	1件	<p>ご指摘の部分の「社会の急激な変化の中で規範意識の低下が様々な問題を引き起こしています。」を「社会の急激な変化の中で、青少年に関わる様々な問題が起きています。」に変更いたします。</p> <p>また、「結核、おたふくかぜ」に関する記述につきましては、近年この世代に再流行するものもあり、青少年を取り巻く、喫煙、覚せい剤等と併せ、健康・医療の問題として、青少年育成に記述したものであります。</p>
<p>「3-5 図書館活動の充実」について、各小中学校に専任の司書を置くことを提案します。</p>	1件	<p>市教育委員会では、読書活動及び言語活動の充実のため、各小学校に平成20年度より随時、読書活動指導員を設置する予定になっております。(平成20年度3校設置)</p>

「目標4 家庭・地域の子育て力・教育力を育むまちづくり」について

意見等の概要	件数	回答
<p>子どもの権利条約を子どもたち自身に知ってもらうために以下の5点を提案します。</p> <p>市は、子どもに関わる全ての団体が子どもの権利条約を学ぶ機会を作る 市は、子どもに関わる全ての団体が子どもの権利条約を積極的に広報するよう呼びかける 市は、子どもに、子どもの権利を学ぶ場を作る 市は、子どもに、子どもが関わる事柄について意見が言えることを伝え、おとなは子どもの声に耳を傾ける機会を、家庭、園、学校、地域、行政等あらゆる場で作るよう努力することを呼びかける いじめや体罰、虐待等に的確に対応するために、子どもの人権オンブズパーソン制度を作る</p>	1件	<p>につきましては、施策の方向性の中で「すべての子どもが権利を行使する主体として捉えられるよう、子どもの権利についての教育・意識啓発を行い、子どもも大人も子どもの権利についての理解を深めるよう努めます。」と強く打ち出しています。</p> <p>につきましては、児童センターのジュニアスタッフ委員会やジュニアリーダーズクラブなどを中心に子ども会議を立ち上げ、児童の主体的な活動が反映される場づくりに一層努めていきます。</p> <p>の広報活動と、 につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

「目標5 安心して子育てできる環境づくり」について

意見等の概要	件数	回答
<p>乳幼児期も含め、子どもが小さい時期は徒歩で移動することが多いので、所々に休める場が欲しい。</p> <p>コミュニケーションも広がる場として、道路のポケットパークや公共施設等でのフリースペース、公園等にテーブル付きの椅子を整備することを提案します。</p> <p>合わせて安全な移動の確保のため、歩道及び自転車道の整備を計画的に進めることも提案します。</p>	1件	<p>乳幼児と一緒に外出する親子の方や子どもたちが、安全・安心に外出して過ごせる環境整備は、必要であると考えております。乳児を連れた親子連れの方が、安心しておむつ替えや授乳ができる場所の設置や周知を行うなど、安心して生活ができる環境づくりを進めていきます。</p>

第5章目標事業量について

意見等の概要	件数	回答
<p>保育サービスに関することについて、特定保育、延長保育、休日保育、夜間保育等が、「利用動向を把握して検討します」とありますが、これらは保育需要を調査した上で勘案したものなのでしょうか。</p>	<p>1件</p>	<p>ご指摘の件につきましては、清瀬市保健福祉総合計画策定アンケートを実施しております。そのアンケート及び実績(一部)により延長保育、特定保育、休日保育及び夜間保育について、それぞれニーズ推計という形で数値を表しております。</p> <p>現在、特定保育、休日保育及び夜間保育については、代替事業で対応しておりますので、施策の方向性にも記述させていただきましたとおり、引き続き代替事業での対応をみて、当該事業の実施を検討していきたいと考えております。</p>

**障害のある人がいきいきと暮らせるために  
(障害者計画・第2期障害福祉計画)**

意見等の概要	件数	回答
<p>障害者自立支援法の見直しを来年度に控え、厚生労働省社会保障審議会の障害者部会の報告が平成20年12月に出されましたが、サービス体系や利用者負担の問題に加えて、相談支援の充実やサービス基盤の整備、精神保健福祉施策の見直しが大きく打ち出されています。この内容を大きく取り入れるべきです。</p>	1件	<p>ご提起いただいたとおり障害者自立支援法の見直しに関して社会保障審議会障害者部会の報告書が作成されたところですが、実際の制度改正には、法改正や政省令の整備などが必要であり、その詳細については、現段階では未確定です。</p> <p>今後、必要な時期に、実際の制度改正の内容に即して必要な修正を行います。</p>

第2章第1節

「1. 障害の早期把握・療育システムの構築」について

意見等の概要	件数	回答
<p>(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センターは地域密着・地域のネットワークのフル活用・安定した経営が求められますが、経営を安定させるためには他市からも相談に来るようなセールスポイントを打ち出すことが必要だと思えます。また、どのような子どもでも利用できるようにして欲しい。</p>	2件	<p>「(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センター」における相談支援は、清瀬市の単独事業であり、清瀬市民を対象として、また、利用者に利用料を求めない事業として実施する予定です。当面は、他市民の相談支援を実施する収益事業とすることを想定していません。</p>
<p>障害の早期把握から療育につなげていくまでには、一貫した支援体制と医療機関との連携も必須と考えますが、清瀬小児病院がなくなる予定の現在、どのような連携体制を築くのか示して欲しいと思えます。</p>	1件	<p>ご提起いただいたとおり医療機関との連携は必要です。一方、医療の提供体制については、都が再編を図っているところであり非常に流動的な状況です。こうした動向を注視しつつ、近接可能な医療資源を効率的、効果的に活用し、保健・医療・福祉の連携を確保したいと考えます。</p>

### 「3.学校教育・学童保育の充実」について

意見等の概要	件数	回答
通級指導などで、普通級の児童、生徒とのつながりが図られますが、障害の重い子どもについても実施できるような制度改革を望みます。	1件	<p>障害のある子どもへの新しい教育の体制に関しては平成19年4月から実施されたところであり、いまのところ、近々にさらなる制度改革の予定はありませんが、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応えた支援が実施できるよう努めます。</p> <p>また、「総合的な学習の時間」を活用し、福祉教育の充実を図ります。 (5～6頁参照)</p>

## 第2章第2節

### 「1.雇用・就労の促進」について

意見等の概要	件数	回答
就労した障害者がいつまでも働くことができるように、勤務先と本人との間に立って、様々な面でフォローしてもらえ体制を作ったり、本人を支えるための活動を財政面でバックアップしてもらえるとよいと思います。	2件	<p>「ワークル・きよせ」では、専門的なコーディネーターやジョブコーチを配置し、障害のある人の「就職」の支援だけでなく、「働き続ける」ための支援を実施しています。ご提起いただいたような自主的な活動や、その母体となる施設等との連携を図り、より充実した支援を実施したいと考えます。</p>
雇用促進法に対して、企業は身体障害者の雇用で解決している例が大部分で知的障害者の雇用は大変難しいと考えますが、市等の公共機関での雇用について、現状と実現に向けた施策を盛込んで欲しい。また作業所等の授産施設の支援についてもより具体的、効率的な支援策を望みます。	1件	<p>市の障害者雇用率は、法定水準以上にあります。引き続きこれを維持し、また向上に努めます。</p> <p>障害のある人の就労に関する支援は、ジョブコーチによる採用企業への支援も含めて「ワークル・きよせ」で実施します。</p> <p>授産施設等への支援については、製品販売の機会提供だけでなく、公共調達の機会を増大して受注機会の拡大を支援します。 (8～9頁参照)</p>
就労移行支援、就労継続支援等について、学校卒業後の対策を含めて市がどのように関わっていくのかを具体的に示して欲しい。	1件	<p>平成19年7月に「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」を設置し、障害のある人の就労に関する専門的なコーディネーターやジョブコーチを配置して支援体制の充実を図っています。(8頁参照)</p>

#### 第4章第1節

##### 「1. 障害福祉計画の重点施策」

##### 「(2)第2期計画における重点施策」について

意見等の概要	件数	回答
「重点施策 1 地域自立支援協議会の活性化」について、協議会が担う機能、それを担える人材の配置、年間計画の明確化を要望します。	1件	ご指摘のとおりであり、第2期障害福祉計画の「重点施策」として掲げ、地域自立支援協議会の活性化を図ります。(23頁)
「重点施策 3 事業者の新体系への移行支援によるサービス提供基盤の充実」について、新体系に移行する事業者等への支援を、土地・建物等の提供、運営の補助等、個々の事業所の要望に沿った形で市としてできることを具体化して欲しい。 また、各事業所が担う役割を明確にし、地域のネット作りにも市が支援して欲しい。	1件	清瀬東高校跡地の一部を障害者施策の枠として要望しており、今後事業者等への提供について協議をしていきます。 また、役割の明確化や地域のネットワークづくりについては、地域自立支援協議会が活性化し、その機能が発揮される中で実現していきたいと考えています。

#### 第4章第2節

##### 「1. 障害福祉サービスの必要量の見込み」について

意見等の概要	件数	回答
精神障害者は利用実績が少ない、と記載されていますが、相談窓口には精神保健福祉士を配置するなどして、具体的な支援体制を検討すべきです。	1件	指定相談事業者である「社会福祉法人 椎の木会」では、相談支援機能強化事業により精神保健福祉士を配置し、相談支援体制を整備しています。(34頁参照)
障害福祉サービスの必要量について、その算定根拠が明らかではありませんが、現段階では少ないように感じます。 また、新体系への移行の状況が全く勘案されていないので、それらを補正した上で目標量を検討すべきです。 なお、他市では実施しているサービスで清瀬はまだ未実施の移動支援サービスの早期実現を望みます。	2件	障害のある人へのアンケート調査結果をもとにした今後のサービス利用意向等とともに、サービス提供事業者へのヒアリング結果をもとにした、新体系への移行予定やそのための課題等を勘案したうえでサービス目標量を算定しました。事業者の移行予定等を反映した算出資料を「資料編」に掲載することを検討しています。 移動支援については、市内に4事業者を確保し実施しています。

意見等の概要	件数	回答
市内の事業所でのサービス量と他市の事業所のサービス数が混合しているので、分けて表示することを望みます。また、市内にある都立施設の状況も考慮した通所数にして欲しい。	1件	障害者自立支援法の見直しの議論が並行して進められ、制度の行方が不明確であったこともあり、市内外を問わず、多くの事業者において必ずしも移行計画等が明確になっていない状況であり、市内・市外・都立等詳細を表示することは困難です。しかし、制度改正の行方が明確化する中で、事業者の移行に関する意思決定も進むと考えられることから、今後とも事業者との連携を強化し、必要サービス量確保のための支援や調整を行っていきたいと考えます。

#### 第4章第2節

##### 「2. 地域生活支援事業」について

意見等の概要	件数	回答
相談支援は極めて重要な施策です。どのような機関がその役割を担うかを明確にして、その機関の財政基盤を支援する必要があります。	1件	「指定相談支援事業」に関しては、地域生活支援事業の「相談支援」と同様に、「社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人椎の木会」を指定事業者として委託しています。 現状では家賃補助等の財政支援を実施していますが、今後とも必要に応じ支援策を検討します。
障害者の生涯にわたる支援をトータルに管理して実施できるようにする。 障害程度や年齢、生活、家族環境に応じた的確な支援をできる体制を整えて欲しい。	1件	地域自立支援協議会の活動を活性化する中で、地域資源がつながり、個々のケースに応じた態勢が柔軟に、また、速やかに取れるような基盤を構築します。
移動支援を受けることで本人の活動が積極的になって意識向上にもつながっています。現状の利用時間数の増加と要件を緩和して更に利用しやすい制度にしてください。	1件	現状においても、基本的に必要な時間数は利用できるよう支給決定しています。後に増加する必要が生じた場合の相談も受け付けています。
移動支援を行なう事業所が市内に少ないため、市内の団体がガイドヘルパー養成講座を開催し、人材を育成しながら移動支援の充実を図ることを計画していますが、市としても見込み数に見合った予算化と市内の移動支援事業所の確保を望みます。	1件	計画化しているサービスについては必要な予算措置を行います。 また、必要な事業所の確保にも努力します。

**高齢者がいきいき暮らせるために  
(高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画)**

第1章第3節

「高齢者施策・介護保険サービスの課題」について

意見等の概要	件数	回答
<p>高齢者へのアンケート調査の詳細は、インターネットで全て公開されているのでしょうか。例えば、高齢者の生活実態、特に収入などは公開されていませんが、こうした内容をもとに高齢者の生活実態を反映した総合計画を作り、市民の意見(パブリックコメント)も取り入れて、実情にあったものとされたい。</p>	1件	<p>アンケート結果は、中間まとめに資料編として掲載しています。高齢者の生活実態のうち収入状況についても、アンケート調査し介護保険料改定などを検討するうえで貴重な基礎資料となっています。</p> <p>アンケートの中では、介護保険料の負担感やサービスと保険料の関係なども調査分析した結果などから負担能力に応じた保険料の多段階化をさらに進めることにしています。</p>
<p>介護保険では、平成18年度から「新予防給付」に変わり、介護度が低くなった人が増加していることが市の調査でも明らかになっていますが、生活援助が削られた人、生活支援が打ち切られた人などいくつもの事例があることを承知してください。</p>	1件	<p>平成18年度の介護保険制度改正にともない、新予防給付が軽度者の方々の新たなサービスとして提供されています。地域包括支援センターでは利用者本人・家族の意向を十分把握しながらサービスプランの相談支援を図ってきています。</p> <p>引き続き健康づくりや介護予防の推進を図るとともに要介護状態になった方々にはサービス利用を促進していきます。</p> <p>訪問介護の中で生活支援サービスが同居家族の有無などから利用制限があるなどの事例については、個々のケースにより異なりますので高齢支援課などで随時相談を受けています。</p>

意見等の概要	件数	回答
<p>現行の介護保険は必ずしも十分な制度ではないと考えますが、当面の改善策として、見直しごとに保険料が上がる仕組みを改善し、そのために国に意見を上げること ホームヘルパー等介護サービス提供者の処遇の抜本的改善を、保険料負担と切り離して行なうこと 療養病床の確保など、高齢者がいかなる生活状態でも、住居等の基本的生存権を保障することを提案します。</p>	1件	<p>保険料の改定は、3年間の介護サービス等の見込み量と65歳以上の被保険者数で決まります。サービス利用者が年々増加する中、健康づくりや介護予防、給付の適正化が重要となってきています。国では介護従事者の処遇改善のため3%の介護報酬改正を図ることとし、保険料への影響分を臨時交付金で対応することにしています。</p> <p>今後も東京都を通じて国へ低所得被保険者に対する保険料の減免措置や利用者負担の軽減措置など、抜本的な検討、見直しを行い、財政負担も含め、国の責任で実施するよう要請していきます。</p>

## 第2章第3節

### 「介護が必要となっても安心して暮らすために」

意見等の概要	件数	回答
<p>今後は認知症高齢者グループホームなど居住系サービスの量的充実が極めて重要になると考えられるので、非営利法人に対する公共用地の貸与、整備費の助成など第5期介護保険事業計画をも視野に入れた支援対策を講ずることが重要です。</p>	1件	<p>認知症グループホームなどの地域密着型サービスの整備については、第4期介護保険事業計画で整備することとしています。市内の事業者などと連携し既存施設などとの併設も含め整備誘導に努めていきます。整備費助成等については、国の補助制度などもあり活用いただきたいと考えます。</p>

### 「3.2 介護給付 要介護者を対象とするサービス」について

意見等の概要	件数	回答
<p>在宅シフトについて、計画では「施設から在宅への復帰を支援します。」としていますが、実際には住宅の問題や老老介護、同居家族の介護離職など様々な問題が生じることも考慮してください。</p>	1件	<p>高齢者の単身世帯や老老介護など様々な問題は今後とも増加すると見込みまれており、高齢者の生活を地域でも支える支援体制づくりは、不可欠と考えています。</p> <p>介護サービスや一般の高齢者サービスの利用を促進するとともに、ボランティア・活動団体を育成、支援し地域で見守っていく体制づくりに努めていきます。</p>

意見等の概要	件数	回答
療養病床の確保について、緊急ショートステイなどの医療的ケアが必要な高齢者の介護を確保する観点から、可能な限り医療療養病床として存続できるよう、東京都及び国に働きかけをしてください。	2件	<p>介護医療型療養病床については、平成23年度末までに他の施設等へ転換することになっています。</p> <p>市では各事業所の意向を尊重し、今後連携を取りながら計画的な転換を支援していきます。</p> <p>国や関係施設などの動向を注視しながら情報収集にも努め、利用者などに極力影響をきたさないよう東京都などと連絡調整を図っていきます。</p>

### 「3.3 地域密着型サービス」について

意見等の概要	件数	回答
認知症高齢者グループホームや小規模多機能型介護施設を前倒して整備してほしい。	1件	<p>地域密着型サービス「認知症高齢者グループホーム」などについては、第4期介護保険事業計画で整備することとしています。市内の事業者などと連携し既存施設などとの併設も含め施設整備の誘導に努めていきます。</p>

### 「3.4 介護保険サービス基盤の充実のために」について

意見等の概要	件数	回答
介護に従事する職員の確保、資質向上（介護保険制度についての知識及び技能の習得を含む）、離職防止と再就労促進の観点から、市内事業所で働く介護職員等を対象にした各種の研修、事例検討等を実施することが緊要です。	1件	<p>ケアマネジャーやヘルパー等を対象に事業者連絡会と併設しながら研修会などを実施しています。引き続き東京都などと連携し事例検討会なども開催しながら介護事業者・従事者の育成支援を図っていきます。</p>

## 第2章第4節

### 「住み慣れた地域で安心して暮らすために」について

意見等の概要	件数	回答
<p>高齢者の寝たきりを予防するために、閉じこもり定期訪問、配食サービス、移送サービス、福祉用具の貸与その他市民の自主的な事業を含む介護予防事業の拡充と利用促進を図ることが必要です。</p>	1件	<p>高齢者がいつまでも健康で住みなれた地域で過ごしていただけるよう地域包括支援センターや社会福祉協議会、市民活動団体などが相互に連携しながら今後も健康づくりや介護予防事業などの充実に努めていきます。</p> <p>また、引き続き日常生活用具の給付、在宅生活の安全・安心を支える高齢者一般福祉サービスなどの利用普及に努めます。</p>

## 第3章

### 「介護保険サービスの利用見込みと事業量の設定」について

意見等の概要	件数	回答
<p>推計表は空欄で、計画は事項のみの列挙、図表も過去の統計ばかりですが、必要量の将来推計や現在の受給バランス(待機者数)、潜在需要等を計量して、計画立案することが必要です。</p> <p>特養等に入居できなかつたり、療養型病床を6ヶ月で追い出されて困っている人がたくさんいるので、その人たちへの答えになるような計画書として欲しい。</p>	1件	<p>介護報酬の改正などが不確定なことから、中間のまとめでは推計値を掲載しておりませんでした。今後は、ご意見を生かし、できる限り中間のまとめでも推計値を掲載していきたいと考えます。</p> <p>なお、特別養護老人ホームなどの待機者の解消などを図るため地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養老人ホーム)や認知症グループホーム等の整備を計画しております。</p>

### 第2節「第1号被保険者の保険料の設定」について

意見等の概要	件数	回答
<p>介護保険料の段階は、社会保障による所得再配分の観点から、現行の7段階を10段階以上に増やして、低所得者や中間所得者の負担増を軽減して欲しい。そのために、介護保険給付費準備基金をある程度取り崩して、保険料の軽減や利用料の減免に充てて欲しい。</p>	3件	<p>本人の所得や世帯の課税状況など負担能力に応じた所得段階と保険料率に見直しを図ります。現行の7段階から10段階(実質11段階)に設定し多段階化を図る予定です。第4段階の一部は、保険料率の引き下げ軽減を図る予定です。</p> <p>また、介護給付費準備基金の活用と国の介護従事者処遇改善臨時交付金を充当し保険料負担の軽減を図る予定です。</p> <p>利用料の軽減については、現行の制度を継続する予定です。</p>

その他のご意見

意見等の概要	件数	回答
<p>国保税の滞納者に対する「資格証明書」の発行がこの1年間に10倍以上に増えていますが、「医療権」を奪うこの制度は絶対にやめて欲しい。また、後期高齢者医療制度でも無保険になることがないように、市でも実態調査と対策を立てるようお願いします。</p>	<p>1件</p>	<p>高齢者の生活実態として収入状況についても、アンケート調査し介護保険料改定などを検討するうえで貴重な基礎資料となっています。 高齢者の医療保険に対するご意見として受け賜り、関係所管課にも報告いたします。</p>